

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
総社わたなべ眼科	総社市井手三六三	令和 八年 五月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一般財団法人操志会 高島眼科医院	岡山市北区表町三丁目一六番五号	令和 八年 四月 一日
やわらぎ脳と内科クリニック	岡山市北区内山下一丁目七番一七号コモン ライフやわらぎ二階	〃
田村整形外科	岡山市北区津高一〇五一―二	〃
片山内科クリニック	岡山市南区三浜町二丁目一七―一七	〃
つつむ内科岡山西口	岡山市北区駅元町二二―一八 三F	〃
津山東クリニック	津山市川崎一七六一―	〃
森口皮膚科医院	玉野市田井五丁目三―二二―四	〃
倭文診療所	津山市里公文一六七四―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡山えがお歯科	岡山市北区駅元町一番一号 さんすて岡山 西館五階	令和 八年 五月 一日
オーガニック サンクチュアリ歯科 岡山吉備中央本院	加賀郡吉備中央町吉川七五七〇―九〇	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おかもと歯科医院	倉敷市福田町古新田七九九	令和 八年 四月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小松原薬局	岡山市北区奥田本町二四一六	令和 八年 五月 一日
日の出薬局 大島店	倉敷市大島三六四一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 8 年 4 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こやま薬局・松新町店	岡山市東区松新町二九一四	令和 八年 四月 一日
こやま薬局・並木町店	岡山市南区並木町二丁目一三一―一	〃
こやま薬局・青江店	岡山市北区青江五一―一	〃
こやま薬局・江崎店	岡山市中区江崎八九―三	〃
こやま薬局・西市店	岡山市南区西市五二七―三	〃
よつば薬局	岡山市南区平福一丁目一三一―八	〃
こやま薬局・泉田店	岡山市南区泉田五丁目一〇―三〇	〃
こやま薬局・豊成店	岡山市南区豊浜町一―三〇	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こやま薬局・大供店	岡山市北区大供二二二―八	令和 八年 四月 一日
けしごやま薬局	岡山市東区西大寺松崎一七六―九	〃
こやま薬局・長船店	瀬戸内市長船町土師三三二―二	〃
芳徳薬局 英田店	美作市福本五七二―一	〃
芳徳薬局	美作市栄町四〇―一	〃